平成２７年（フ）第６４８号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田186番地７
債務者　荒川　裕子
１　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６４号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町５丁目15番18―202号　新井コーポラス
債務者　小林　斉士（旧氏名小林斉）
１　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６６号
埼玉県所沢市緑町３丁目17番55―103号、前住所東京都八王子市久保山町２丁目52番地16
債務者　秋山　房枝
１　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第８号
新潟県燕市秋葉町３丁目４番28号
債務者　武田　美保
１　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第３３５号
愛知県豊田市元城町２丁目52番地　アンプルールＳ－ＳＴＡＧＥⅡ101号
債務者　岩永　義人
１　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１号
京都府南丹市園部町城南町クゴ18番地
債務者　西岡　　勝
１　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第２号
京都府南丹市八木町西田南條43番地５
債務者　川見　幸絵
１　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第４号
北海道砂川市吉野３条南３丁目２番２―55号
債務者　浅田　順子（旧姓竹原・本多）
１　決定年月日時　平成28年３月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第９６号
新潟県村上市中原3933番地２
債務者　鈴木　國春
１　決定年月日時　平成28年３月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第９７号
新潟県村上市中原3933番地２
債務者　鈴木　千枝
１　決定年月日時　平成28年３月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第７号
新潟県胎内市高畑2342番地
債務者　佐藤由紀子
１　決定年月日時　平成28年３月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第１６号
長崎県諫早市久山町1439番地１、旧住所長崎県諫早市長野町1787番地２
債務者　納冨日出企
１　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
長崎県大村市桜馬場１丁目434番地７　ハウスサトウＡ棟201、旧住所長崎県大村市杭出津１丁目521番地１　ハイツかりん202
債務者　平尾　孝介
１　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
沖縄県那覇市松川３丁目14番１号　やよい荘Ａ202
債務者　宮里　　翔
１　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第５６号
沖縄県浦添市仲西３丁目11番１―306号　神森団地
債務者　喜久村幸信
１　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１８号
北海道苫小牧市有珠の沢町３丁目３番２号
債務者　前嶋　　実
１　決定年月日時　平成28年３月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１９号
北海道苫小牧市有珠の沢町３丁目３番２号
債務者　前嶋ふみ子
１　決定年月日時　平成28年３月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第２２号
秋田市外旭川字山崎239番地　スカイハウス103号
債務者　小川　雅之
１　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部